

愛知県立大学研究推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学術研究情報センターに設置する研究推進委員会（以下「委員会」という。）について、学術研究情報センター規程第10条第3項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な研究政策に関すること。
- (2) 他大学・研究機関、産業界及び行政機関等との研究活動の連携や研究交流の促進に関すること。
- (3) 研究所及び研究プロジェクトチームに関すること。
- (4) 科研費を含む外部資金に関すること。
- (5) 研究にかかる教員データベースに関すること。
- (6) その他学術研究推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長は、研究推進局長をもって充てる。

- (1) 研究推進局長
- (2) 学術研究情報センター長
- (3) 学術研究情報センター副センター長
- (4) 学術研究情報センター長補佐
- (5) 各学部から選出された者各1名（所属研究科又は専攻の委員を兼ねる。）
- (6) 各研究所長
- (7) 副学長（戦略企画・広報担当）
- (8) 戦略企画・広報室付教員
- (9) 学術情報部長
- (10) その他委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第1号から第4号まで及び第6号から第9号までの委員の任期は当該職の在任期間とする。

2 前条第5号及び第10号の委員の任期については1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前条第5号の委員に欠員が生じた場合は、その都度補充するものとし、その任期は、前任

者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員の過半数の要求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を述べさせることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(専門部会)

第7条 委員会が必要と認めた時は、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会には、委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学術情報部研究支援・地域連携課において担当する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年10月28日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。